

日本土地家屋調査士会連合会登記基準点有識者協議会規程

(目的)

第1条 日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）会則第28条第2項に基づいて設置する「登記基準点有識者協議会」（以下「協議会」という。）に関する規程は、次条以下の定めるところによる。

(協議会の任務)

第2条 協議会の任務は、登記基準点に関し登記基準点評価委員会から付託される、次の各号に関する承認又は回答とする。

- (1) 登記基準点の認定に係る規則、規程の制定及び改廃に関する件
- (2) 登記基準点の検定に関する件
- (3) その他登記基準点評価に関する件
- (4) 前各号の任務の執行に必要な事項

(委員の選任)

第3条 委員は、会長が理事会に諮り会員・学識経験者の中から任命する。ただし、土地家屋調査士会又は連合会会則第27条に規定するブロック協議会（以下「ブロック協議会」という。）から選任する場合は、必要に応じそれぞれ土地家屋調査士会長又はブロック協議会長の推せんを求めることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、就任後最初に開かれる連合会の定時総会の終結のときまでとする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員に欠員を生じたとき、増員の必要があるときは、会長が任命する。ただし、その者の任期は現存委員の任期に従う。

(協議会の構成)

第5条 協議会は、選任された委員をもって構成する。

- 2 委員の数は、3名から7名までの範囲内で定める。
- 3 協議会に座長1人を置くものとし、座長は委員の互選により指名する。

(座長の任務)

第6条 会長は、協議会を招集し、座長はこれを統括する。

(協議会の運営)

第7条 協議会がその任務遂行のため必要あるときは、座長名をもって連合会及び登記基準点評価委員会の意見を求め、又は協力を要請することができる。

- 2 会長及び登記基準点評価委員会は、協議会活動に資するため必要な資料を提供することができる。

(報告の義務)

第8条 座長は、会長の要請に基づき次の各号の報告をしなければならない。

(1) 協議会の審議の進ちよく状況及びその結果

(2) 会長が特に必要とする事項

2 協議会が建議することを必要とした事項については、理由を付した書面により会長に提出するものとする。

(委員以外の者の出席)

第9条 会長は、協議会に出席して意見を述べることができる。

2 会長又は協議会の要請があった者は、協議会に出席して意見を述べることができる。

附 則

この規程は、平成19年12月14日から施行する。